

## 第二百五十九号議案

非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和七年十二月二日

提出者 東京都知事 小池百合子

非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和三十一年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表一中「三三、八〇〇」を「三四、九〇〇」に、「六八〇、〇〇〇」を「七〇二、〇〇〇」に、「一一、三〇〇」を「一、七〇〇」に、「二四、六〇〇」を「二五、四〇〇」に、「四九六、〇〇〇」を「五一二、〇〇〇」に、「八、四〇〇」を「八、七〇〇」に、「三二、七〇〇」を「二三、四〇〇」に、「四六一、〇〇〇」を「四七七、〇〇〇」に、「七、六〇〇」を「七、八〇〇」に改める。

別表三中「一七、九〇〇円」を「一八、五〇〇円」に、「三六五、〇〇〇円」を「三七七、〇〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、二〇〇円」に、「一五、九〇〇円」を「一六、四〇〇円」に、「三一八、〇〇〇円」を「三二八、〇〇〇円」に、「五、二〇〇円」を「五、四〇〇円」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の非常勤職員の報酬等に関する条例別表一の規定は、令和七年四月一日から適用する。

## (提案理由)

非常勤職員の報酬の限度額等を改定する必要がある。